

月刊おおたっくす

令和3年4月版 vol.1.0

税理士法人おおた総合会計事務所 代表社員税理士

<http://www.otodakaikei.com/>

おおた労務管理事務所 代表特定社会保険労務士

<https://www.otaromu.com/>

経営革新等支援機関 音田崇幸 責任編集

◆最新補助金・助成金情報◆

○一時支援金 *New!*

法人上限60万円、個人事業上限30万円。主な要件は令和3年1月から3月のいずれかの月で、コロナの影響により前年or前々年同月比売上50%減（各種緩和特例あり）。受付が開始された（申請期限は5月31日まで）。①Step4仮登録(申請ID発番)して、②認定支援機関の事前確認を受け、③持続化給付金と同じような手法で申請書を提出する流れ。緊急事態宣言下での自粛要請に伴う協力金の受給対象者は一時支援金は非対象。

<https://ichijishienkin.go.jp/>

○事業再構築補助金 *New!*

コロナ対策中の目玉補助金。4月15日に第一次公募が開始された（4月30日まで）。二次・三次の公募があることが明らかとなっている。補助金受給のための要件はかなり厳しいものとなっており、多額の予算規模も鑑みて要件緩和も予想する声が多い。先に払った経費の一部補填をしてくれるタイプであり、生産性向上の要件等の難解さから中小企業診断士・行政書士等のその道のプロにじっくり相談する必要があるそう。

https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/index.html

○感染拡大防止協力金が規模別の協力金に *New!*

飲食店を対象とした「まん防」下の協力金について、緊急事態宣言市下で都道府県が支給してきた枠組みを全国に拡大した上で、売上規模別の支給とすることが発表された。

https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA09C500Z00C21A4000000/?fbclid=IwAR2_UMiFXbLFDfjBMAEs8DmAz8dOng6u_VAPWSD-g4ULg3gD1XAhonO2OOA

○IT導入補助金の申請受付開始 *New!*

受給額が数百万までと、かなり幅がある助成金となっているIT補助金の申請受付が開始された。締切は2次受付は7月中（日にち未定）。

<https://www.it-hojo.jp/first-one/>

○「まん防」に係る雇用調整助成金 *New!*

まん延防止等重点措置に合わせ、6月末までの期間中に飲食店、イベント興行主催者等の事業主が要請に協力して休業した場合、雇用調整助成金の対象となることが発表された。一般の事業主は5月以降、雇用調整助成金の特例措置の制度内で助成率や対象業種などが段階的に縮減されていく見通し。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufu/kin/pageL07.html

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000768238.pdf>

https://www.mhlw.go.jp/stf/r305cohokurei_00004.html

○「若手・女性リーダー応援プログラム助成事業」等の募集発表

女性または39歳以下の若手男性で、都内商店街で開業予定であり、実店舗を持っていない人が対象。対象経費は事業所整備費（助成率4分の3以内、助成限度額400万円）、実務研修受講費（同3分の2以内、同6万円）、店舗賃借料（同4分の3以内、同1年目は月額15万円、2年目は月額12万円）。

同時に「商店街起業・承継支援事業」の募集発表も行われた。都内商店街の店舗で開業・事業多角化による新規店舗開設または「事業承継」による店舗改装をする人が対象。対象経費は事業所整備費（助成率3分の2以内、助成限度額250万円）、実務研修受講費（同3分の2以内、同6万円）、店舗賃借料（同3分の2以内、同1年目月額15万円、2年目月額12万円）。

<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2021/03/10/08.html>

◆その他のオススメ補助金・助成金◆

○小規模事業者持続化補助金

幅広い業種の幅広い経費で受給でき、補助金申請のプロに委託すれば採択率もかなり高い補助金。ただし少額。

<https://r1.jizokukahojokin.info/index.php/%E6%8C%81%E7%B6%9A%E5%8C%96%E8%A3%9C%E5%8A%A9%E9%87%91%E3%81%A8%E3%81%AF/>

○ものづくり補助金

補助額の大きさ、採択率の低さ、安定的な制度スキームから熾烈な補助金申請のプロ同士の争いとなっている補助金。基本は製造業が対象。

<https://portal.monodukuri-hojo.jp/>

◆補助金・助成金等のいろは◆

「補助金」は先に支払った経費の一部を後から補填してくれるかも知れない（競争的な審査があり採択されるかどうか不明なため）タイプが多い。申請代理者に決まりはないが中小企業診断士、行政書士の一部が得意としている。

「助成金」は労働関係で採用や環境改善を行った結果、定額をもらえるものが多く、受給額は多いもので50万円程度、主流は20万円程度。後にコスト増となった雇用契約の維持努力の永い時期が待っているケースもある。申請代行は社労士の独占業務。

コロナ関係の各種「協力金」・「給付金」は、売上の減少等に対して簡単な申請書でかなりの額の金銭を支給してくれる有り難い制度が多い。簡単なため多くは自己申請でできる。

◆融資関係◆

○金融公庫「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の条件緩和

特別貸付に該当するための要件となる「売上の5%減少」に、直近2週間の実績と過去との比較で見えてくれるなど緩和が施された。

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_t.html?fbclid=IwAR0fGWns8YcqRtwl2ISxn9M5cdAXEx6Y70Y6qkSw63kjaofvHPLDyhgYF60

◆会計・税務関係◆

○税務署でのコロナウイルスによる延長申請に関する取扱変更 *New!*

税務署で個別指定による期限延長を申請する場合、これまで、期限までに申告・納付等することができない理由について、申告書の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」などと記載する等の簡易な方法が認められていたが、令和3年4月16日以降は「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を作成・提出する必要がある。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/faq/pdf/faq.pdf>

○消費税確定申告期限の、延長申請による期限の延長が可能に

法人税の申告期限について決算日より2ヶ月後から申請により3ヶ月後に申告期限を遅らせることのできる制度があったのに合わせ、消費税の申告期限も申請により3ヶ月後に遅らせることができるようになった。申請によっても納付期限は延長されず、引き続き2ヶ月以内の見込み納付が必要となる。

https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shohi/annai/0020003-179_01.htm

○低解約返戻型増定期保険の名変節税プランに改正のメスか

報道発表によると、一定の生命保険契約をその解約返戻金が高い時期に経営者個人に名義変更することで節税を狙う商品で法改正が見込まれており、生命保険各社に説明の通知が発出されていることが明らかとなった。今後、このタイプの生命保険契約による節税のメリットは限定的なものとなる可能性がある。

<https://www.asahi.com/articles/ASP3J5293P3HULFA01G.html>

◆許認可関係◆

○「料飲店等期限付酒類小売店免許」の更新期限到来（4月末日まで）

コロナの関係で在庫酒類の持帰り用販売ができる特例的な免許が令和3年3月末日で一斉に期限到来となる。各事業者は同年4月末日までの免許更新申請を行う必要がある。期限を徒過し一般酒類小売業免許も受けることなく酒類を販売した場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。

https://www.nta.go.jp/taxes/sake/kansensho/pdf/0021003-067_01.pdf

◆補助金・助成金リンク集◆

○J-net21 補助金・助成金・融資検索サイト

<https://j-net21.smrj.go.jp/snavi/support/>

○中小企業庁補助金等公募案内ページ

<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/koubo/>

○東京都中小企業振興公社助成金事業案内ページ

<https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/>

○雇用関係助成金検索ツール

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufu_kin/index_00007.html

○雇用関係助成金簡略版リーフレット集

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufu_kin/index.html

○東京都産業労働局の助成金ページ

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/shoko/jyosei/>

○大田区役所の助成金ページ（多くの自治体に同様のページがあります）

<https://www.city.ota.tokyo.jp/sangyo/kogyo/joseikin/index.html>

※音田崇幸は、東京都八王子市の広大な市街地農地の評価額を巡る「相続税更正処分等取消請求事件 平成30年行（行ウ）第338号」において、補佐人税理士として小川亮太郎弁護士と共に国から完全勝訴を勝ち取りました。

<https://www.zeiken.co.jp/zeimutusin/article/no3626/TA00036261201.php>

※本を出しました。

「100年続く企業を目指す！ 二代目社長のための事業承継読本」

音田崇幸著（幻冬舎、2020年12月発刊）

https://www.amazon.co.jp/100%E5%B9%B4%E7%B6%9A%E3%81%8F%E4%BC%81%E6%A5%AD%E3%82%92%E7%9B%AE%E6%8C%87%E3%81%99-%E4%BA%8C%E4%BB%A3%E7%9B%AE%E7%A4%BE%E9%95%B7%E3%81%AE%E3%81%9F%E3%82%81%E3%81%AE%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E6%89%BF%E7%B6%99%E8%AA%AD%E6%9C%AC-%E9%9F%B3%E7%94%B0-%E5%B4%87%E5%B9%B8/dp/4344931092/ref=sr_1_5?__mk_ja_JP=%E3%82%AB%E3%82%BF%E3%82%AB%E3%83%8A&dchild=1&keywords=%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E6%89%BF%E7%B6%99&qid=1614043348&sr=8-5

